

身障者用の駐車場利用証、居住市町で申請可能に
利用者の利便性向上へ（佐賀県）

佐賀県発の取り組みで、全国各地に広がっている「パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）」制度の申請が6月1日から、佐賀県内19市町の本庁・支所などで可能になる。受付窓口は県地域福祉課など従来の7か所と合わせ、42か所に拡大。居住する市町で申請できるため、利用者の利便性向上が見込まれる。

これまでは佐賀県地域福祉課、佐賀県内5保健福祉事務所、空港事務所の7か所で申請を受け付け、即日交付していた。しかし、利用者からは「自宅から遠いので、申請に出向くのが面倒」「長時間、運転して行くのはつらい」などの声が多く寄せられていた。

要望を受け、県は利用者がより身近な場所で申請

できるよう各市町に要請。6月から、佐賀市を除く19市町の本庁・支所などで受け付けることになった。

同制度は、2006年7月に導入。高齢者や妊産婦などに身障者用駐車場の利用証を交付し、県と協定を結んだ協力施設が専用駐車スペースを確保する仕組み。利用証は5年間と1年未満の2種類（更新可）がある。

2011年2月末現在、県内の協力施設は1,543か所で、利用証は累計で1万4,231人に発行。佐賀県以外では熊本や長崎、鳥取など16県2市が導入している。

（佐賀新聞・佐賀 2011年5月19日）